② 電気事業雑収益相当額取引収益（次の額の合計額をいう。）

イ 接続検討料相当額取引収益（接続検討料を基に算定した額をいう。）

［削る］

ロ 契約超過金等相当額取引収益（契約超過金等を基に算定した額をいう。）

⑵ 送配電部門が送配電外部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること。

①～③ ［略］

［削る］

［削る］

④ 消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）

⑤ 最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当る額を除く。）

別表第２（第６条関係）

送電事業者に係る振替供給等収支配分基準

１．電気事業営業収益のうち、次に掲げるものを、振替供給等の業務に関する部門（以下「送変電部門」という。）の収益に整理すること。

⑴・⑵ ［略］

⑶ 電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

① 接続検討料収益

② ［略］

［削る］

③ 電気事業雑収益相当額取引収益（次の額の合計額をいう。）

イ 接続検討料相当額取引収益（接続検討料を基に算定した額をいう。）

ロ 変更賦課金相当額取引収益（変更賦課金を基に算定した額をいう。）

ハ 契約超過金等相当額取引収益（契約超過金等を基に算定した額をいう。）

⑵ 送配電部門が送配電外部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること。

①～③ ［略］

④ 使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用（託送算定規則において使用済燃料再処理等既発電費として整理される費用に相当する額をいう。）

⑤ 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用（託送算定規則において使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分として整理される費用に相当する額をいう。）

⑥ 消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）

⑦ 最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）

別表第２（第６条関係）

送電事業者に係る振替供給等収支配分基準

１．電気事業営業収益のうち、次に掲げるものを、振替供給等の業務に関する部門（以下「送変電部門」という。）の収益に整理すること。

⑴・⑵ ［略］

⑶ 電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

① 接続検討料収益及び変更賦課金収益

② ［略］

⑷ 遅収加算料金（当該額に料金収入比（電気事業営業収益（電気事業雑収益（１．⑶①に整理された額を除く。）及び遅収加算料金を除く。）の合計額に占める１．に定めるところにより送変電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（１．⑶①に整理された額を除く。）及び遅収加算料金を除く。）の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）を乗じて得た額に限る。）

２．電気事業営業費用のうち、送変電部門に係る費用を、次の方法により抽出することにより整理すること。

⑴ ［略］

⑵ ⑴で整理された一般管理費を、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費及び販売費（以下「７部門」という。）に配分することにより整理し、様式第２第１表により部門共通費用帰属明細表を作成すること。

① ［略］

② ①の整理により難い費用を、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶・⑷ ［略］

⑸ 販売費（⑵により整理されたものを含む。）から、次の方法により、送電費及び変電費を抽出することにより送変電部門の費用に整理すること。

① ［略］

② ①の整理により難い費用を、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑹ ［略］

⑺ その他に整理された費用のうち、事業税（当該額に料金収入比（電気事業営業収益（電気事業雑収益（１．⑶①に整理された額を除く。）の合計額に占める１．に定めるところにより送変電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（１．⑶①に整理された額を除く。）及び遅収加算料金を除く。）の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）を乗じて得た額に限る。）

２．電気事業営業費用のうち、送変電部門に係る費用を、次の方法により抽出することにより整理すること。

⑴ ［略］

⑵ ⑴で整理された一般管理費を、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費及び販売費（以下「７部門」という。）に配分することにより整理し、様式第２第１表により部門共通費用帰属明細表を作成すること。

① ［略］

② ①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶・⑷ ［略］

⑸ 販売費（⑵により整理されたものを含む。）から、次の方法により、送電費及び変電費を抽出することにより送変電部門の費用に整理すること。

① ［略］

② ①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑹ ［略］

⑺ その他に整理された費用のうち、事業税（当該額に料金収入比を乗じて得た額に限る。以下この⑺における開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）について同じ。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送変電部門の費用に整理すること。